

琵琶湖森林づくり県民税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

琵琶湖森林づくり県民税条例（平成17年滋賀県条例第40号）付則第6項の規定に基づき、同条例の規定について検討を行った結果、本県の森林を取り巻く課題に対応し、琵琶湖森林づくり基本計画に掲げる目標を達成するためには、引き続き財源の確保が必要であることから、同条例は現行制度のまま継続するとともに、同基本計画の次回の見直し時期と同時期となる5年後を目途に再度検討を行うこととするため、同条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) この条例の施行後5年を目途として、琵琶湖森林づくり県民税条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、同条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするものとします。（付則関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

琵琶湖森林づくり県民税条例新旧対照表

旧	新
<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1～5 省略 (検討)</p> <p>6 知事は、琵琶湖森林づくり県民税条例の一部を改正する条例（平成28年滋賀県条例第59号）の施行後4年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>以下省略</p>	<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1～5 省略 (検討)</p> <p>6 知事は、琵琶湖森林づくり県民税条例の一部を改正する条例（令和2年滋賀県条例第 号）の施行後5年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>以下省略</p>